

相談

保健師によるミニ相談会

問 福祉課 ☎(83)1226

介護や健康のこと、ささいな気になることなど個別でご相談いただけます。

日 8月22日(金)

10時～11時45分

場 地域サロンまつだ
(松田惣領1321)

補助金

農業資材購入補助金

問 観光経済課

☎(83)1228

町では、農業者の営農継続の意欲向上および農業振興を図ることを目的に、農業資材の購入経費に対し、補助金を交付します。

対 次の要件に全て該当する方
①町内に住所を有する個

人または法人

②町内に5a以上の農地を所有または借り受けて、耕作している方

③農産物を生産・販売し、申請の前年に農業収入を申告している方

④補助金交付後も営農の意思がある方

条 町内で使用するものと

し、当該年度に購入した新品のものであり、肥料、農薬、種苗、被覆資材、個人出荷用梱包箱

補 農業資材の購入費の2分の1(上限3万円※千円

未満は切り捨て)

提 町で定める申請書兼請求書に必要事項を記載の上、次の書類を提出

①農業資材の購入に係る領収書などの写し

②購入した農業資材の写真

③前年の農業収入の申告書の写し

※農業資材購入後の申請となるため、購入しようとする農業資材が補助対象になるかご不明の場合

は、観光経済課商工農林係へご連絡ください

農業経営収入保険加入促進補助金

問 補助金関係

観光経済課

☎(83)1228

収入保険関係

神奈川県農業共済組合

☎0463(94)3211

県農業共済組合西部支所

☎(82)0138

農業収入の減少などに備えて、町在住の個人または町内に所在する法人が全国農業共済組合連合会の収入

保険制度に加入する場合の掛け捨て保険料を補助します。



詳細や申請方法などはこちら

遊休農地等再生事業補助金

問 観光経済課

☎(83)1228

地域農業の振興を図るた

め、町内の遊休農地などを再生する事業に補助金を交付します。

条 町内の市街化区域を除いた農地で、町が定めた基準により、遊休農地または再生利用が困難であると認められた5a以上の農地

対 次の要件のいずれかを満たす個人または法人

①農地中間管理機構を利用して農地を借り受けた方

②農地法3条の許可を得て農地を借り受けた方

もしくは取得した方

③相続した農地で営農を再開する方

④農地の権利設定の日から1年以内

他 事前着手は補助対象外となりますのでご注意ください。



詳細はこちら

スマートハウス整備促進事業費補助金

問 環境上下水道課

☎(83)1227

スマートハウスの整備費用の一部を補助しています。申請される場合は、工事着工の約2週間前に書類をご提出ください(着工後の申請は、補助対象外です)。

【対象機器】

①太陽光発電システム

②HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)

③家庭用燃料電池システム

④潜熱回収型ガス給湯器

⑤家庭用ヒートポンプ式給湯器

⑥V2H充電設備

⑦定置用リチウムイオン蓄電池



詳細はこちら